

ヒアリング・ループシステム等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヒアリング・ループシステム等の貸出について必要な事項を定め、高齢者等が集まる会議やイベント等を主催する団体等（以下「主催者等」という。）に対し「ヒアリング・ループシステム等を貸し出すことにより、難聴に対する理解を深めてもらうとともにヒアリング・ループシステム等の普及啓発や「聞こえ」が問題で社会参加できない方々への手助けとなることを目的とする。

(配置・保管)

第2条 ヒアリング・ループシステム等は、南区総務部企画振興課長が管理し、同課において保管する。

(貸出要件等)

第3条 ヒアリング・ループシステム等の貸出は、当該行事を主催する主催者等に対して行うこととする。

(貸出方法)

第4条 ヒアリング・ループシステム等の貸出方法は、別途「ヒアリング・ループシステム等貸出要領」に定める。

(費用負担)

第5条 ヒアリング・ループシステム等の貸出は、無償とする。

- 2 上記第1条の目的に即した利用の場合は、消耗品（電池等）の交換等に要する経費は無償とする。
- 3 貸出期間中におけるヒアリング・ループシステム等の運搬及び維持管理に要する経費は、主催者等の負担とする。

(維持管理)

第6条 貸出を受けた主催者等は、ヒアリング・ループシステム等を常に良好な状態で管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 主催者等は、ヒアリング・ループシステム等をマニュアル等によって適切に管理すること。
- (2) 主催者等は、ヒアリング・ループシステム等を処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) 主催者等は、ヒアリング・ループシステム等を転貸し、又は譲渡しないこと。

(損害賠償)

第7条 主催者等は、故意又は過失によりヒアリング・ループシステム等を破損し、又は紛失した場合は、その現状に回復し、又はその損害を賠償するものとする。

- 2 貸出を受けた主催者等の構成員又はヒアリング・ループシステム等を使用した者の責に帰すべき理由により、他人の生命若しくは身体を害したとき又は他人の財産を滅失、破損若しくは汚損させたときは、主催者等がその損害を賠償するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。